

水道料金、下水料金及び下水道事業受益者負担金に係る
指定公金事務取扱者の指定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 にて準用するとされている地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、水道料金、下水料金及び下水道事業受益者負担金に係る指定公金事務取扱者を下記のとおり指定したので、その旨を公表します。

- 1 指定公金事務取扱者の名称、所在地
弁護士法人ライズ綜合法律事務所 代表社員 田中 泰雄
東京都中央区日本橋 3-9-1 日本橋三丁目スクエア 12 階
- 2 公金事務に係る歳入
水道料金、下水料金及び下水道事業受益者負担金
- 3 指定をした日
令和 7 年 4 月 2 日
- 4 公金事務の委託期間
委託をした日から令和 8 年 3 月 31 日まで